

予備品証明制度の廃止に伴い制定、改正等したサーキュラーの一覧

(1) 新たに制定したサーキュラー

- ・サーキュラーNo. 1-502「航空機に装備する装備品等の取扱い」
- ・サーキュラーNo. 1-503「民生用、軍事用又は研究開発用に設計された装備品等の指定要領」
- ・サーキュラーNo. 1-504「航空機の利用者による装備品等の製作及び承認手続き」

(2) 改正したサーキュラー

- ・サーキュラーNo. 1-001「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」
- ・サーキュラーNo. 1-003「国産航空機の型式証明等について」
- ・サーキュラーNo. 1-004「型式仕様承認一般方針」
- ・サーキュラーNo. 1-005「試験飛行等の許可について」
- ・サーキュラーNo. 1-017「耐空証明検査及び修理改造検査の申請者が備えるべき要件等について」
- ・サーキュラーNo. 1-023「機体の改造、装備品等の変更等の記録の管理（変更審査表の取扱い）」
- ・サーキュラーNo. 1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」
- ・サーキュラーNo. 1-029「設計者と製造者の間におけるライセンス協定について」
- ・サーキュラーNo. 1-030「航空機使用事業の用に供する航空機及び自家用航空機の耐空証明の有効期間の設定について」
- ・サーキュラーNo. 1-501「航空法第16条に基づく整備・改造の実施について」
- ・サーキュラーNo. 2-001「事業場認定に関する一般方針」
- ・サーキュラーNo. 2-002「製造検査認定事業場に係る委託先への立入検査について」
- ・サーキュラーNo. 2-005「整備業務の管理を委託する航空運送事業者に対する事業場認定の運用指針」
- ・サーキュラーNo. 2-006「業務規程作成ガイダンス（小型事業機に係る整備改造認定、整備検査認定関連）」
- ・サーキュラーNo. 3-001「航空機の整備及び改造について」
- ・サーキュラーNo. 3-002「特殊工程等に対する検査について」
- ・サーキュラーNo. 3-003「耐空性改善通報の取扱いについて」
- ・サーキュラーNo. 3-006「モジュール構造をもつ小型タービン発動機の整備及び管理方式について」
- ・サーキュラーNo. 3-009「PMA 部品の取扱い」

- ・サーキュラーNo. 3-021 「法定検査等を行った場合の航空日誌の記入要領」
- ・サーキュラーNo. 3-026 「米国連邦航空局又は欧州航空安全機関が承認した修理設計データの取り扱いについて」
- ・サーキュラーNo. 4-002 「運航管理施設等の検査項目（整備関係）」
- ・サーキュラーNo. 4-004 「整備規程審査実施要領細則」
- ・サーキュラーNo. 4-007 「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間の設定について」
- ・サーキュラーNo. 6-007 「「計器航法による飛行」の目的に使用する方向探知機及びVOR受信装置の取扱いについて」
- ・サーキュラーNo. 6-013 「航空安全情報管理・提供システムによる安全情報サービス利用要領」
- ・サーキュラーNo. 6-014 「不正品の疑いがある装備品等の報告について」

(3) 令和4年6月18日に廃止されるサーキュラー

- ・サーキュラーNo. 1-012 「外国製特定救急用具の検査要領」
- ・サーキュラーNo. 3-008 「発動機サブ・アセンブリの整備又は改造」
- ・サーキュラーNo. 3-025 「有効な耐空性を有しない航空機から取り外された装備品等の再利用について」
- ・サーキュラーNo. 4-015 「国際航空運送事業の用に供する航空機に対して行う予備品証明を有しない重要装備品の本邦外における交換作業について」
- ・サーキュラーNo. 4-019 「航空運送事業者による装備品、部品等の限定使用（サービス・トライアル）について」
- ・TCL-68A-90 「予備品証明対象部品表の作成について」
- ・TCL-1300A-90 「予備品証明対象部品一覧表」